

「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について（案）」に関する論点

「1. 基本的な考え方」について

・「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」（平成 23 年 11 月 21 日全国知事会）（以下、知事会案という。）では、手挙げ方式により移管することを求めてきたが、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について（案）」（以下、内閣府案という。）では「個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくもの」とされており、同旨。

「2. 移譲の対象範囲」について

・知事会案では、「複数の都道府県にまたがるものは、受入体制の枠組みづくりを進め」、追って「手挙げ方式で移管を開始」としてきた。この点について、内閣府案では言及がない。

「3. 移譲後の位置付け」について

・内閣府案は、地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）と同旨。

・知事会案では、当面は補助国道（補助一級河川）として移管を受けるが、将来的には自治事務として整理することを求めてきた。この点について、内閣府案では言及がない。

「4. 財源措置」について

○基本的な考え方

・内閣府案は、「国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立」つとしており、「道路・河川の権限移譲について」（平成 20 年 9 月 17 日総務省・国土交通省）（以下、三省合意通知という。）と整合。

○整備・管理水準の維持

（建設費）

・内閣府案は、「個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる」としており、知事会案と相違はない。

・その積算方法について、知事会案では、国による情報開示を前提に、地方が主体となって5年程度の中期計画を作成する仕組みを構築の上、当該計画に基づく所要財源を継続的に措置することを提案している。

（維持管理費）

- ・知事会案では「直近5年間の平均額等に基づき積算」することを求めてきた。内閣府案では「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げ」とされている。
- ・知事会案では「大規模修繕費は、整備費に準じ、整備計画に反映」することを求めているが、内閣府案では言及がない。
- ・なお、財源措置の方法について、内閣府案では「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。」とされた上で、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上する。」とされている。知事会案では「所要財源を「新たな交付金の創設」や「地域自主戦略交付金」等の別枠加算により措置」することを求めてきたが、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金が平成22年度から廃止され、維持管理については国も地方も管理者自ら負担を行うこととなっていることを考慮する必要があるか。

(人件費・事務費)

- ・知事会案では「所要の人件費及び事務費は別途上乘せ」を求めてきた。内閣府案では「所要額の総額を適切に積み上げた上で、当該額に応じた地方財政措置を講ずる。」とされており、相違はない。

○時限的な措置

- ・知事会案では「当面、国交付金により別枠として確実に措置」し、「最終的には、国から地方に財源移譲」を求めてきたが、内閣府案では「上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。」とされており、三省合意通知と整合。

○バイパス供用後の現道

- ・知事会案では「県内完結路線等の財源措置のあり方と一体的なルールづくりが必要」とし、「具体的財源措置については、箇所ごとの経緯や規模等を踏まえ、個々の状況で判断」することを求めている。
- ・内閣府案では従来通り「必要に応じ適切な補修等を行った上で移譲」し、「移譲後の財源措置は、通常の地方財政措置」を講じるとされている。